

# 第1章 総論

## 1. 目的

東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、令和元年台風第19号など全国各地で大規模災害が発生し、大量の災害廃棄物の処理について各地方公共団体等が対応する中で、様々な課題が明らかになっている。

国は、災害への対応から得られた様々な教訓等を踏まえ、災害の発生に備えた法的な対応として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）及び「災害対策基本法」（平成27年7月17日公布）を一部改正し、災害対策の強化を図るとともに、平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」（以下「対策指針」という）を改定し、地方公共団体が災害時における廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行うための災害廃棄物対策に関する基本的な考え方を示し、都道府県及び区市町村へ災害廃棄物処理計画の策定を求めている。

東京都（以下「都」という）は「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月策定）を策定し、都内の災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、必要となる体制、処理方法などの基本的事項を定めている。

台東区（以下「本区」という）では、災害に伴い発生した災害廃棄物の処理を迅速に、安全かつ衛生的に行うとともに、リサイクルや環境に留意した対応を図ることにより、災害発生後の衛生環境を確保し、速やかな復旧・復興に資することを目的として「台東区災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という）を策定する。

本区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という）、東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という）、都、協定に基づく事業者（廃棄物処理業、建設業、その他）、区民の役割を明確にし、円滑な相互連携の実現を図るとともに、近年の災害において課題となった災害廃棄物の収集・運搬、処理についての連携・支援のあり方、災害廃棄物の仮置場の適切な運用等について取りまとめる。



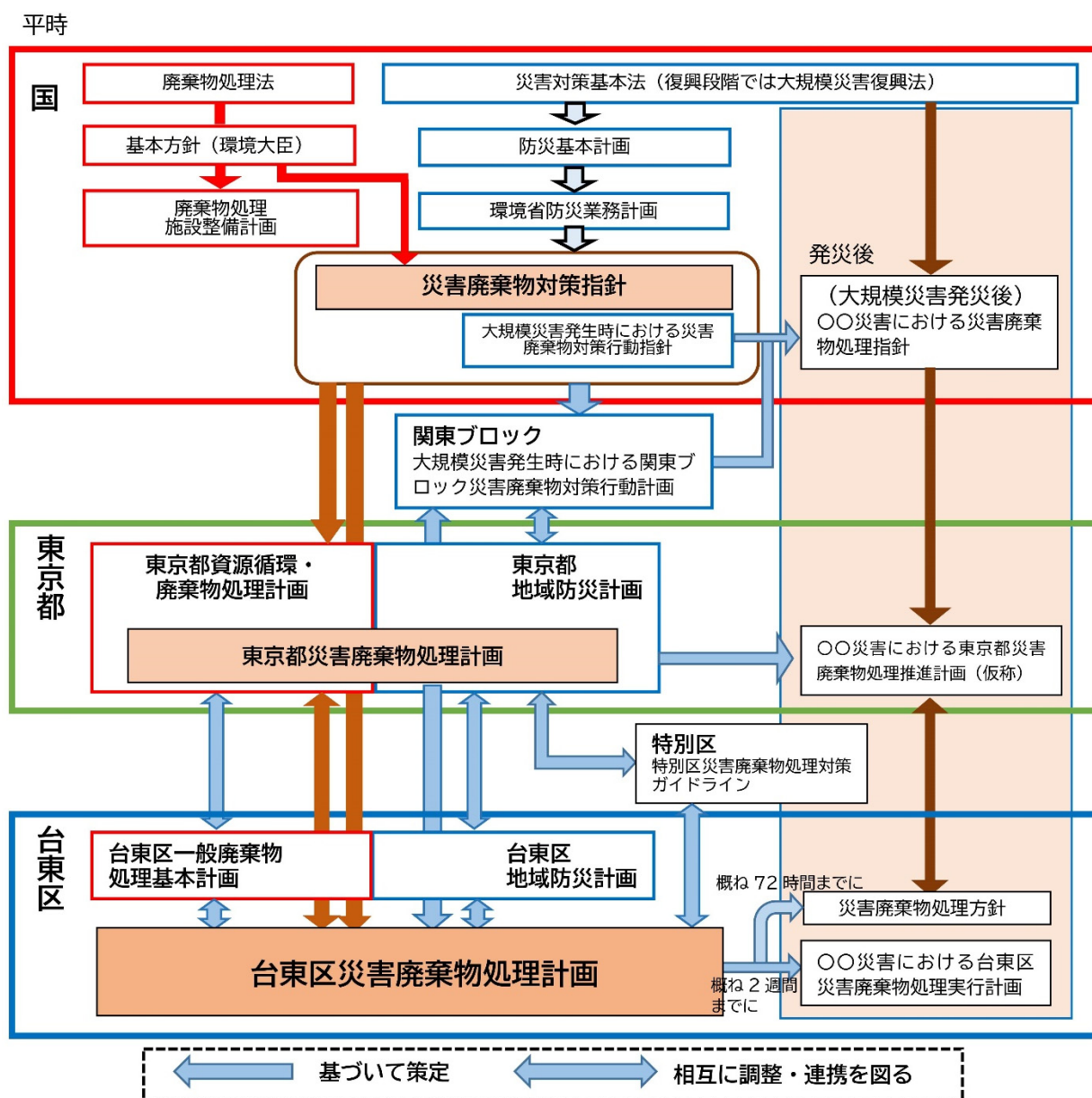
## 2. 計画の位置付け

本計画は「対策指針」や「廃棄物処理法」、「災害対策基本法」等に基づき策定するものであり、「台東区地域防災計画」と整合を図りながら、「台東区一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する基本的事項を補足する計画として位置付けるものである。

また、災害が発生した際、本計画で定めた内容で初動対応を行い、実際の被害状況にあわせて柔軟に運用する。

発災後は、実際の被害状況に応じて、発災から概ね 72 時間までに災害廃棄物処理の基本的な考え方をまとめた災害廃棄物処理方針（以下「処理方針」とする）を定め、発災から概ね 2 週間までに災害廃棄物の発生量の把握、収集・運搬体制、スケジュールなどの具体的な内容を示した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

図 1-1 計画の位置付け



### 3. 計画の対象とする災害と廃棄物

#### (1) 対象とする災害

本区の区域において発生する大規模な地震災害及び台風や集中豪雨等による風水害とする。

地震災害の想定は、都が想定した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議）」に基づくものとする。

風水害被害の想定は、本区洪水ハザードマップで示した荒川が氾濫した場合の浸水被害に基づくものとする。

表 1-1 本計画で対象とする災害

対象となる災害	被害想定	出典
地震災害	東京湾北部地震、マグニチュード7.3、冬の夕方18時、風速8m/秒	首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月東京都防災会議）
風水害	荒川流域で3日間の総雨量が632mmの降雨	荒川水害ハザードマップ（令和3年1月）



## (2) 対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、表 1-2 のとおりとする。

一般廃棄物のうち、被災者の生活ごみ、避難所ごみ、し尿は、被災廃棄物とする。建物等の倒壊により生じた災害がれき、そして被災者の宅内で発生した片付けごみは、災害廃棄物とする。なお、災害廃棄物の分別区分は、表 1-3 のとおりとする。

被災した家庭等から排出される被災廃棄物（し尿除く）等は、本区の通常の分別ルール（収集頻度等を変更する可能性あり）のとおり収集・運搬等を行う。

ただし、収集・運搬方法が異なる片付けごみ（災害廃棄物）とは一緒に排出しないよう区民へ呼びかける。

また、片付けごみや資源等は、できる限り家庭で保管するよう働きかけ、収集開始時期や地域等は、別途、広報する。

事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）は、原則、平時と同様に事業者が自ら処理を行う。

ただし、発災後、廃棄物処理法 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生した廃棄物は本計画の対象となる。

表 1-2 対象とする廃棄物

災害時に発生する廃棄物の種類		概要	本計画の対象
一般廃棄物	被災生活ごみ	被災した区民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）	○
	被災避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類等が多い）	○
	被災し尿	被災施設の仮設トイレのし尿	○
	被災災害がれき	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じた廃棄物 損壊家屋の撤去等で発生する廃棄物	○
	被災片付けごみ	損壊家屋や水没した家屋から排出される家財道具（通常の粗大ごみは除く）	○
事業系一般廃棄物		被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）	○
産業廃棄物		廃棄物処理法第 2 条第 4 項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

※太枠内が本計画の対象となります。

表 1-3 災害廃棄物(災害がれき・片付けごみ)の分別区分

写真(例)	種類と特徴
	<p>①可燃物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維類、紙類、木くず、プラスチック等が混在した可燃性廃棄物。</li> <li>・腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。</li> <li>・火災防止の観点から高さ5m以上に積み上げない。</li> </ul>
	<p>②畳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発酵し発火する危険がある。</li> <li>・腐敗すると悪臭を発生し、破碎処理に時間がかかるため、腐敗が始まっている物を優先して処理する。</li> </ul>
	<p>③木くず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柱、はり、壁材等。</li> <li>・処理施設に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要である。</li> <li>・火災防止の観点から高さ5m以上に積み上げない。</li> </ul>
	<p>④不燃物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類、ガラス、陶器、レンガ、細かなコンクリート、土砂等の混在した不燃性の廃棄物。</li> </ul>
	<p>⑤金属くず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨、鉄筋、アルミ材、機械類、スチール家具等。</li> </ul>
	<p>⑥コンクリートくず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート片、コンクリートブロック。</li> <li>・処理施設に搬出するためには、鉄筋類の除去・破碎等が必要である。</li> </ul>
	<p>⑦アスファルトくず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路舗装等に使用されていたアスファルト等。</li> </ul>
	<p>⑧家電</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。</li> </ul>
	<p>⑨自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。</li> <li>・水害時は多い。</li> </ul>
	<p>⑩危険物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火器、ボンベ類等の危険物や石膏ボード等。</li> </ul>
	<p>⑪有害廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有廃棄物、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、感染性廃棄物、水銀使用廃製品、化学物質、フロン類・CCA処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等。</li> </ul>
	<p>⑫分別困難な混合物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①～⑪以外の分別困難な混合物。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル(環境省)を一部加工して作成([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

## 4. 災害廃棄物処理における各主体の役割

### (1) 本区の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物であることから、本区が包括的な処理責任を負う。

区内で発生した災害廃棄物の収集・運搬作業、仮置場の選定や確保を行い、清掃一組が管理する清掃工場等の中間処理施設及び民間の処理施設を活用し、特別区や都と連携を図りながら主体的に処理を行う。

また、最終処分については、特別区及び都と連携して実施する。

### (2) (仮称) 特別区災害廃棄物処理対策本部の役割

特別区内で発生した災害廃棄物については、特別区で連携して収集・運搬、処理を実施する。災害発生時には、主に情報収集活動を行う(仮称)特別区災害廃棄物処理初動本部(以下「特別区初動本部」という)を組織する。

その後、特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に進めるため、(仮称)特別区災害廃棄物処理対策本部(以下「特別区対策本部」という)が設置される。主な役割としては、共同処理における基本方針・基本施策に関することをはじめ、二次仮置場や仮設処理施設の設置及び運営に関する調整、民間処理施設での処理及び広域処理に関する調整、共同処理に係る国庫補助金申請に関する調整等を行う。

なお、特別区内で処理しきれない場合は、都と調整し、道府県等との広域処理の要請を協議する。

### (3) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

清掃一組は、各区内で発生した災害廃棄物のうち、燃やすごみの焼却処理、燃やさないごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行う。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理(下水道投入等)を行う。

### (4) 東京二十三区清掃協議会の役割

清掃協議会は、廃棄物の収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

### (5) 東京都の役割

都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被災状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、被災自治体に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

## (6) 区民の役割

自らの生命と安全な生活を確保することが最優先である。次に、災害に伴って一時的、大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な分別及び収集・運搬に協力する。

区の指示があるまでは、廃棄物を各家庭で分別・保管し、区の指定した分別や排出ルールに従い、定められた場所等に排出する。

分別の徹底が早期の災害復旧・復興事業に寄与することから、努めて協力する。

## (7) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）を自らの排出者処理責任に基づき分別・運搬、処理を行う。

また、廃棄物処理の知見、能力等を有する事業者は、区及び都が実施する災害廃棄物の分別・運搬、処理に対して協力するなど、保有する知見及び能力等を発揮し役割を果たす。

## 5. 災害廃棄物処理の大まかな流れ



- 道路啓開や人命救助で生じた支障物の撤去（応急集積所）
- 分別排出
- 撤去・収集
- 運搬
- 廃棄物の一時集積（地区集積所）  
など





一次仮置場

- 粗選別、分別
- 保管

処理困難物への対応  
(比較的規模の大きい災害)

二次仮置場

- 移動式及び仮設処理施設による  
中間処理

など

- 既存の中間処理施設（産廃施設  
も含む）
- 再資源化（復興資材への利用）
- 最終処分

出典：災害廃棄物対策の基礎（環境省）一部加工